

建設工事受注者の皆様へ

令和 6 年 6 月 26 日

行田市総務部契約検査課

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正について

令和 6 年 8 月 1 日以降に入札公告、指名通知を行う市発注の建設工事及び建設工事に係る設計・調査・測量業務委託について、調査基準価格、失格基準価格、最低制限価格の算出式の改正を行いますのでお知らせします。

なお、今回の改正は、指名競争入札における建設工事に係る設計・調査・測量業務委託の最低制限価格の算出式のみ変更になります。詳細は下記をご確認ください。

1. 一般競争入札における「調査基準価格」「失格基準価格」の設定について（今回改正なし）

【調査基準価格算出式】

通常の建設工事

・ 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ + 現場管理費 $\times 0.9$ + 一般管理費 $\times 0.68$

機械器具設置工事等の機器費を直接工事費に含まない建設工事

・ 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ + （現場管理費 + 据付間接費） $\times 0.9$
+ 一般管理費 $\times 0.68$ + 機器費等 $\times 0.95$

共通事項

- ・ 特別なものについては、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定めるものとする。
- ・ 有価物売却費を「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」等に計上せず別途計上している場合は、算出式の合計額から当該有価物売却費を控除する。

【失格基準価格算出式】

通常の建設工事

・ 直接工事費 $\times 0.9$ + 共通仮設費 $\times 0.8$ + 現場管理費 $\times 0.8$ + 一般管理費 $\times 0.3$

※ただし、解体工事については、

直接工事費 $\times 0.9 \times 0.85$ + 共通仮設費 $\times 0.8$ + 現場管理費 $\times 0.8$ + 一般管理費 $\times 0.3$ とする。

機械器具設置工事等の機器費を直接工事費に含まない建設工事

・ 直接工事費 $\times 0.9 \times 0.85$ + 共通仮設費 $\times 0.8$ + （現場管理費 + 据付間接費） $\times 0.8$
+ 機器費等 $\times 0.75$ + 一般管理費 $\times 0.3$

共通事項

- ・ 算出された価格が予定価格の75%を下回る場合は、75%を下限とした額とする。
- ・ 有価物売却費を「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」等に計上

せず別途計上している場合は、算出式の合計額から当該有価物売却費を控除する。

2. 指名競争入札における「最低制限価格」の設定について

【最低制限価格算出式】

(建設工事) ※今回改正なし

通常の建設工事

・ 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

※ただし、解体工事については、

直接工事費×0.97×0.85+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

とする。

機械器具設置工事等の機器費を直接工事費に含まない建設工事

・ 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+(現場管理費+据付間接費)×0.9
+機器費等×0.75+一般管理費×0.68

共通事項

- ・ 算出された価格が予定価格の75%を下回る場合は、75%を下限とした額とする。
- ・ 有価物売却費を「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」等に計上せず別途計上している場合は、算出式の合計額から当該有価物売却費を控除する。

(建設工事に係る設計・調査・測量業務委託) ※改正あり

赤字下線部が令和6年8月1日からの改正箇所です。

建設コンサルタント

- 1：業務委託料が直接人件費・直接経費・その他原価・一般管理費等で構成されているもの
・ 直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費×0.5
- 2：業務委託料が直接人件費・直接経費・諸経費・技術経費で構成されているもの
・ 直接人件費+直接経費+技術経費×0.6+諸経費×0.6

測量

・ 直接測量費+測量調査費+諸経費×0.5

地質調査

・ 直接調査費+関節調査費×0.9+諸経費×0.5+解析等調査業務費×0.8

補償コンサルタント業務

- 1：業務費が直接人件費・直接経費・その他原価・一般管理費等で構成されているもの
・ 直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5
- 2：業務費が直接人件費・直接経費・諸経費・技術経費で構成されているもの
・ 直接人件費+直接経費+技術経費×0.6+諸経費×0.6

建築関連コンサルタント業務

・ 直接人件費+技術経費×0.6+特別業務+諸経費×0.6

3. 適用時期

令和6年8月1日以降に入札公告、指名通知を行うものから適用する。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課 契約担当

電話：048-556-1111（内線 213・214）

FAX：048-554-0199